

令和4年（行コ）第10号 マスク着用義務不存在確認等請求控訴事件

控訴人 福地裕行

被控訴人 白糠町

準備書面

令和4年9月9日

札幌高等裁判所 第3民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 伊藤明日佳

同 簗島弘幸



上記当事者間の頭書事件について、被控訴人は、次のとおり弁論を準備する。

第1 全員協議会と議員協議会の違いについて

令和3年12月15日付準備書面に記載しているとおり、マスク着用や手指の消毒といった感染対策については、令和2年3月3日の全員協議会において控訴人を含む全議員にて申し合わせたものである（乙2）。

その後、令和2年11月6日と令和3年5月31日にも、控訴人を含む全議員でマスク着用等の感染対策について再確認しているが、これは、全員協議会ではなく、議員協議会における再確認である（乙5、乙6）。

全員協議会は、地方自治法100条12項の規定に基づき、議案の審査又は

議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として白糠町議会会議規則125条の2により設置されているものである(乙11)。

これに対し、議員協議会は、白糠町議会先例に基づいて開催されている協議会である(乙14)。

いずれも、議長によって招集され、議員全員で構成される協議会であり、議会運営上の連絡調整、意向確認等を行う点では共通しているが、全員協議会が公開であるのに対し、議員協議会は原則非公開であるという点に違いがあり、正式発表前の懸案事項等の説明のために協議会を開催する場合などは、全員協議会ではなく議員協議会が開催されている。

第2 令和2年3月3日時点での新型コロナウイルス感染症の状況について

北海道では、令和2年1月28日に、道内で初となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたために、北海道感染症危機管理対策本部が設置され、以後、現在に至るまで定期的に本部会議が開催され、各種の措置・対策がとられている(乙15)。

国においても、令和2年1月30日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置することが閣議決定され、令和2年2月25日には、同本部にて、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定し、国民に対し、「手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう」にとの要請を行っている(乙16)。

その後北海道では、令和2年2月28日、道内の新規感染者が2日連続で10名以上確認されたことを受け、北海道独自の緊急事態宣言(令和2年2月28日から令和2年3月19日まで)を決定し、道知事より道民に対し、週末の外出自粛、マスクの着用などの咳エチケット、こまめな手洗い、換気等、感染症の拡大防止についての呼びかけがなされた(乙17)。また、感染拡大を食い止めるため、道内の小中学校・高等学校等については、春休みまでの全期間

について臨時休校となった（乙15）。

白糠町においては、国及び北海道からの要請に基づき、北海道から提供を受けたデータをもとに感染症対策への協力を呼びかけるチラシを作成し、令和2年3月3日に町内全戸に配布している（乙18）。

令和2年3月3日時点での海外での新型コロナウイルス感染症の発生状況、日本国内の感染者数、厚生労働省の対応については、厚生労働省が報道関係者向けに作成した資料（乙19）のとおりである。

新型コロナウイルス感染症が世界各国で広がりを見せるとともに、道内でも感染者が相次いでいることを受け、道議会や道内の市町村議会では、感染対策として、マスク着用や手指の消毒はもちろんのこと、一般質問を取りやめたり、議案説明を簡略化したりするなど、議員や職員を長時間同室に在室させないよう工夫するようになり、白糠町議会においても、令和2年3月3日に、議会運営委員会において対応を検討した上で、その直後に行われた全員協議会にて、全会一致でマスク着用を含む感染対策をとることが決まったものである。

このように、令和2年3月3日時点では、人と人との接触を避けるため、外出自粛が強く求められている状況であり、やむを得ず外出したり会議等を行う場合にも、できる限り短時間にとどめ、一人一人がマスク着用や手指消毒などの徹底した感染対策をとるということは、北海道民（白糠町民）の共通認識となっていた。

第3 令和3年7月5日時点での新型コロナウイルス感染症の状況について

北海道においては、その後、令和2年4月16日から令和2年5月6日までと令和3年5月16日から令和3年6月20日までの2回の緊急事態宣言期間を経て、令和3年6月21日から令和3年7月11日まで、まん延防止等重点措置が実施されており（乙15、乙20）、本件で問題となっている令和3年7月5日の臨時会は、まん延防止等重点措置期間中に行われたものである。

この時、道内で措置区域とされたのは札幌市のみであったが、白糠町を含む

道内のその他の市町村についても、不要不急の外出や移動を控える、飲食は4人以内の少人数で短時間にとどめる、飲食時であっても会話の時はマスクを着用する、在宅勤務やローテーション勤務を徹底する（出勤者数の7割削減を目指す）など、徹底した感染防止対策をとるよう要請がなされていた（乙20）。

令和3年7月5日時点での海外での新型コロナウイルス感染症の発生状況、日本国内の感染者数、厚生労働省の対応については、厚生労働省が報道関係者向けに作成した資料（乙21）のとおりであり、国内の感染者は806,834例、死亡者は14,848名に及び、感染拡大に歯止めがかからない状況が続いていた。

第4 控訴人の主張に対して（準備書面(1)に対して）

- 1 控訴人は、被控訴人が具体的な認否反論をしていないとして、控訴人の原審におけるすべての主張及び控訴審における控訴理由書の主張は争わないものとして評価されるべきと主張している。

しかし、マスク着用等の感染対策を申し合わせた令和2年3月3日時点での北海道における新型コロナウイルス感染症の状況は上記第2に記載したとおりである。

控訴人は、マスク着用の有用性・安全性については科学的根拠が不存在であると批判しているが、令和2年3月3日の時点において、国や北海道の感染症対策の基本方針として、マスクの着用が推奨されていたことは上記のとおりであるし、控訴人を含む議員全員が、日本国内・北海道内における感染拡大に強い危機感を持ち、安全かつ円滑に議会を運営していくためにはマスクの着用や手指の消毒といった感染対策が必要不可欠であると判断し、全会一致でその旨を申し合わせているものであって、かかる申し合わせは、客観的にも合理性・相当性を有するものである。

そして、上記第3に記載したとおり、新型コロナウイルス感染症は、その後も一向に収まらず、感染者数も死亡者数も増え続け、令和3年7月5日の時点

では、まん延防止等重点措置が実施され、より一層徹底した感染対策が求められている状況にあったのであるから、令和2年3月3日に申し合わせた感染対策方針は、令和3年7月5日の時点においてもなお、合理性・相当性を有していたことは明らかである。

被控訴人としては、これまで述べているとおり、処分性、争訟性、出訴期間、訴えの利益のいずれの点においても、控訴人の請求は不適法であると思料するが、これらの点を措いたとしても、上記第2・第3に記載した北海道における新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みれば、令和3年7月5日の富田議長による退去命令及び発言禁止命令はいずれも適法であることは明らかであり、控訴人の主張は相当ではない。

2 控訴人は、富田議長による退去命令及び発言禁止命令は、地方自治法129条1項の議長権限を逸脱している、地方自治法129条1項に藉口しただけの違憲違法の処分である、議長の職権濫用による犯罪的な違法処分であるなどと主張しているが、令和2年3月3日の申し合わせが客観的に合理性・相当性を有していたことは上記のとおりであるし、令和2年3月3日の申し合わせ後も、控訴人を含む議員全員が、機会ある毎に感染対策について協議・確認し合い、1年以上にわたって全員マスクを着用して議会に出席していたことは、原判決の認定のとおりである。

原審における主張の繰り返しとなるが、控訴人は、令和2年3月3日の申し合わせについて、見直しを求めたり、協議・検討の場を設けることを提案することもないままに、令和3年7月5日の臨時会において、突如、従前の経過を一切無視して「マスク不着用の行動表現」をとった。

令和3年7月5日当時、白糠町議会では、座席の配置変更やアクリル板の設置、フェースシールドの準備等、マスク不着用を前提とした感染防止対策はとられていなかったことから、同日の臨時会は、開始直後から混乱が生じ、安全かつ円滑に議事を行うことが不可能となった。

そのため、富田議長は、議場の秩序を維持するため、地方自治法129条1

項に基づく議長権限を行使したものである。

- 3 控訴人は、国立感染症研究所が新型コロナウイルスの感染経路について、エアロゾル感染、飛沫感染、接触感染の3つを挙げていること（甲6）や、フロリダ州の連邦地裁が公共交通機関でのマスク着用義務を違法と判断したこと（甲8）を挙げ、マスク着用と手指消毒には全く意味がないなどと述べているが、控訴人が根拠として挙げているのは、いずれも令和2年3月3日時点や令和3年7月5日時点における見解や判断ではなく、この点の控訴人の主張の適否にかかわらず、本件における違法性の根拠とはなりえない。

第5 令和4年8月31日付控訴の趣旨の変更に対して（準備書面(2)に対して）

- 1 控訴人は、令和3年9月の第3回及び同年12月の第4回の町議会の定例会において、マスクを着用せずに出席し、発言を行っていることを認めつつも、「マスク着用に代えてフェイスガード等の着用を強制され」た、「これまでは『マスク着用』を義務付けてきたのに対し、新たに、マスクのみならず、その代替としてフェイスガード等のいずれかの着用を義務付けてきた」と主張している。
- 2 この点、国や北海道からの要請に基づき、白糠町においても、感染防止対策として、町民に対し、マスクの着用等の飛沫対策をとることを要請してきたことは上記のとおりである。

また、控訴人を含む議員全員が、感染拡大に強い危機感を持ち、安全かつ円滑に議会を運営していくためにはマスクの着用や手指の消毒といった感染対策が必要不可欠であると判断し、全会一致でその旨を申し合わせていたことも上記のとおりである。

しかし、マスクの着用のみならず、フェイスガードの着用についても、被控訴人は法的義務であると主張するものではなく、議会運営委員会や富田議長がこれを義務づけたり強制したりした事実はない。

- 3 令和3年7月1日に行われた議会改革活性化特別委員会において、委員長で

ある控訴人がマスク着用等の感染対策をとらなかったために、途中退席者が過半数を超え、審議をせずに会議終了となったことは事実である。

この時の委員会では、委員会室が密な状態であることから、多数の委員から、委員長である控訴人に対し、安心安全のために感染対策をしてほしい、互いに迷惑をかけないように、最低限、マスクやフェースガード等の飛沫対策をとってほしい、非常に重要な会議であることから、会議を進めていくためには互いに妥協していかなければならないなどといった申し入れがなされたが、控訴人はこれに応じず、飛沫対策をとらないまま、委員長として発言を続けていた。

そのため、多くの委員は、自己の防衛のため、やむを得ず、委員長である控訴人の許可を得た上で退席するに至ったものであり、「ボイコット」などと批判されるべきものではない。

控訴人は、「議会改革活性化特別委員会の委員長を辞任せざるを得なくなった」とも主張しているが、この点については、控訴人が自ら、審議をせずに会議を終了するという事態を招来させた委員長としての責任があるとして、同日、辞任の意思を表明したものである。

- 4 このように、令和3年7月1日に行われた議会改革活性化特別委員会は、控訴人のマスク不着用をめぐって紛糾し、審議をすることなく会議を終了するに至った。

本件で問題となっている令和3年7月5日の臨時会において、富田議長は、上記委員会と同様の事態が生じることを防ぐため、地方自治法129条1項に基づく議長権限を行使し、議場の秩序維持に努めたのであって、その正当性は明らかである。

なお、白糠町議会においては、令和3年6月の第2回定例会より、飛沫対策として議場中央の議員側・説明員側の2ヶ所の演壇の前にアクリル板を設置していたが、より万全なものとするため、令和4年3月の第1回定例会からは、座席の間隔を従前よりも広げるとともに、座席と座席の間にアクリル板を設置

している。

- 5 最後に、控訴人に対する辞職勧告決議について、控訴人は、事実無根の理由によって違憲違法な決議を行ったと主張しているが、提訴についての報道と、控訴人代理人事務所のホームページ (<https://kihara-law.jp>)における訴状の公開により、当時、白糠町には複数の苦情が寄せられていたのであって、事実無根などといった批判は当たらない。

以 上